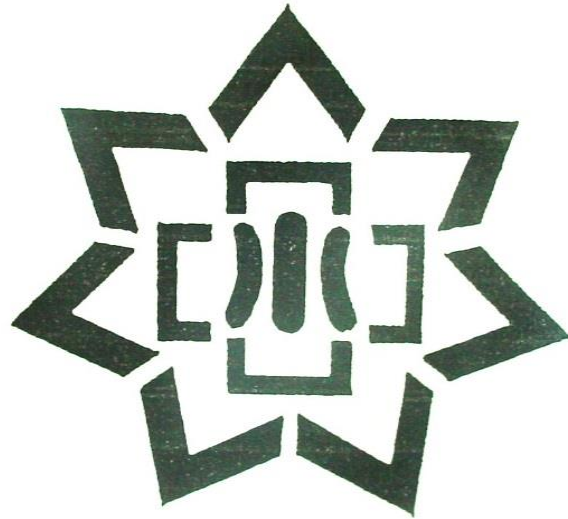


船越小学校

いじめ防止基本方針



船越小学校いじめ防止基本方針

【教育目標及び目指す児童像】

ふるさとを愛し、進んで学び行動する、心豊かな児童の育成

～いつでも夢をいだいて～

やさしい子 考える子 たくましい子

【PTAとの連携】

コロナ禍ではあるが、懇談会等様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡するなどして、日頃から保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、担任等

【児童理解の会】

全職員

【関係機関】

- 子ども子育て支援センター
- こども女性障害者支援センター
- 船越駐在所
- 青少年教育センター
- 民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

- (1) 豊かな心の育成（自らを律しつつ、他人とともに協調し、思いやり・感動する心の育成）

縦割り班活動や豊かな体験活動を通して、協力し合う心や善悪の判断する力、道徳性を育成する。また、豊かな心を育むための掲示教育（言語環境の充実）や読書に親しむ環境づくりの充実を図る。

- (2) 確かな学力の育成（主体的に考え、自らを高めていこうとする子どもの育成）

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決しようとする資質や能力を育成することにより、学力向上を目指す。

- (3) 特別活動・総合的な学習の時間等の充実（社会的自立に必要な自治能力の育成）

特別活動、総合的な学習の時間などの望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。また、豊かな体験活動により、自己の生き方について考えを深め、自己有用感の育成と居場所づくりに取り組む。

- (4) 生徒指導の充実（学級・学校生活に適応し、楽しい学校生活を送ることができる子どもの育成）

船越小学校一徳運動を推進し、お互いを理解し合い、連帯し合って、楽しい学校生活を送ろうとする心を育てる。また、早寝・早起き・朝ごはん・朝トイレなど、健康的な生活リズムをつくらせる。

- (5) 児童理解等のための校内研修の充実（いじめ対策委員会等の組織の強化）

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、いじめ対策委員会や児童理解の会等の校内の指導体制の確立を図る。そのために、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用したり、定期的なアンケート調査や個人面談等を実施したり、教育相談体制の充実に努めたりする。

- (6) 家庭・地域社会との連携強化

PTA活動や地域行事に積極的に参加する中で、自己の役割と責任を果たし、多くの人に支えられて生きていることや、集団の中に帰属していることを自覚すると共に、感謝の気持ちを抱かせる。

【早期発見】

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家の活用を図る。

(4) いじめ対策委員会の実施

定期的に、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、生活指導担当者により、児童の現状と課題を確認し、対応策を検討する。

(5) 児童理解の会の実施

月2回（火曜日）、各学年の気になる児童の状況について報告する会を設定し、児童の情報を共有する。また、児童生徒理解支援システムシステムへの入力時間を確保する。

(6) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対策委員会等組織的に速やかに対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(1) いじめられた児童及びその保護者への支援

いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の協力を得る。

(2) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。ま

た、確実な情報を迅速に、保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(3) 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(4) 解決に向けた指導・援助と継続的な指導

いじめの解決に向けた指導を組織的に行い、いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い観察し、折に触れ必要な指導を行う。(3ヶ月間以上)

(5) ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

《年間計画》

4月	学校基本方針の確認 P T A総会 児童理解の会	○いじめ対策委員会 ○児童理解の会 ○生活アンケートの実施 ○児童生徒理解支援システム ○児童による人権集会の企画・運営 ○学級の人権標語作成 (学級の具体的取組)
5月	人権標語(各学級) 児童理解の会	
6月	いのちを見つめる強調月間 学校支援会議(1) 生活アンケートをもとに児童の教育相談 児童理解の会	
7月	現職教育 児童理解の会 個人面談	
8月	児童理解の会	
9月	児童理解の会	
10月	学校支援会議(2) 児童理解の会	
11月	児童理解の会	
12月	人権週間 生活アンケートをもとに児童の教育相談 児童理解の会	
1月	児童理解の会	
2月	学校支援会議(3) 児童理解の会	
3月	児童理解の会 引継ぎ(校内及び中学校)	

* 必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催する。

《組織的な対応イメージ》

① いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「いのちを見つめる強調月間」等による道徳教育の充実
- 特別活動を中心にした自己有用感の育成
- 児童の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- 特別な配慮を要する児童への対応

② いじめの認知

(丁寧な認知に心がける)

③ 情報の収集

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。
- 被害者(保護者)の心情に寄り添いながら情報(事実)の収集にあたる。

④ 指導・支援体制の組織化

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、
管理職などで役割を分担)

連 携

関 係 機 関

⑤-A 児童への指導・支援

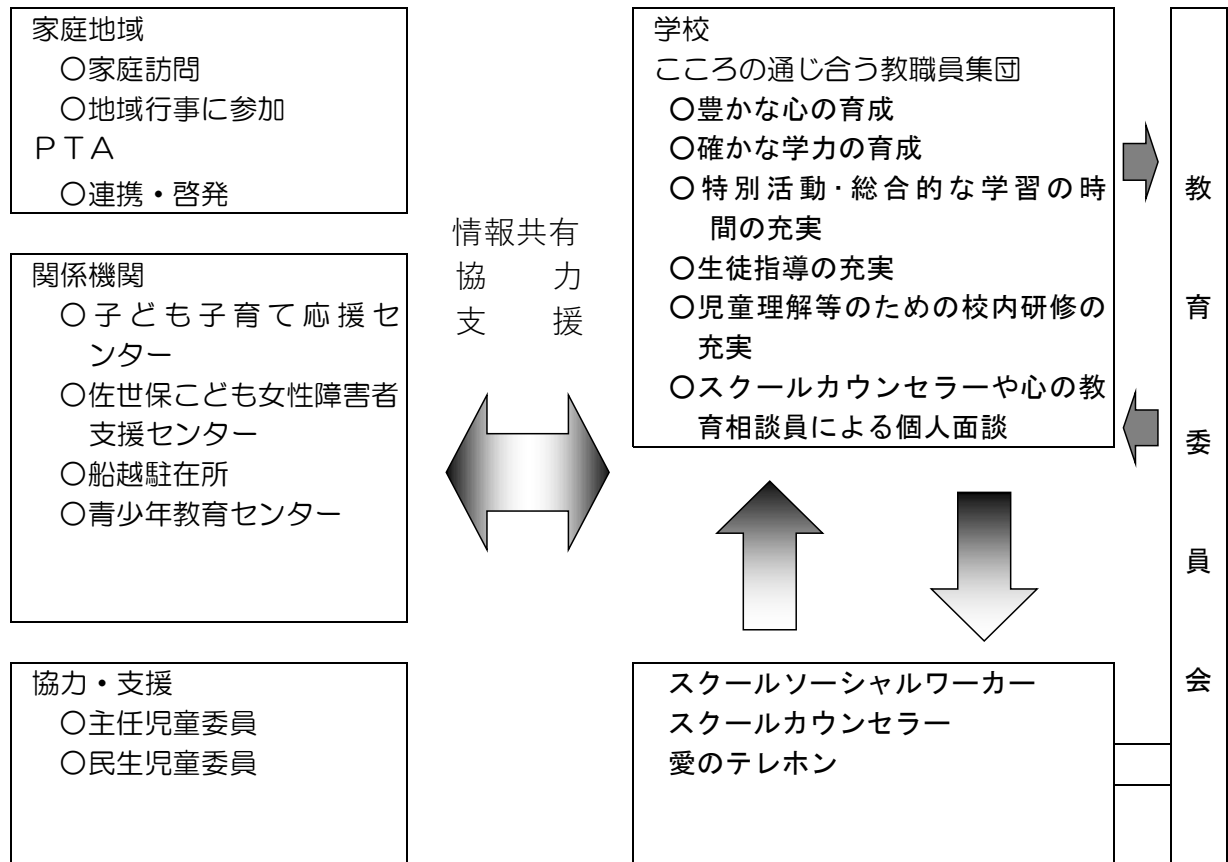
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。
- いじめの解消について。(3ヶ月をめどに)

《いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携》



命と人権を大切にする集団づくり